

社会保険加入対策への取り組みについて

建設業の社会保険加入対策に関して、国土交通省が平成24年7月4日に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を制定(11月1日施行)し、社会保険加入対策にあたり元請企業が実施すべき事項が示されました。

つきましては、今後弊社では、上記のガイドラインに則り、以下の社会保険加入推進対策を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 弊社(元請)の実施する事項

- ① 平成27年1月1日以降弊社が発注者と契約した工事においては、当該工事に関わる全ての下請企業および作業員の社会保険加入状況を施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等への記載事項により確認を行います。
- ② 未加入の場合は、一次下請会社を通じて加入指導を行います。

2. 協力会社(一次下請会社)に実施していただく事項

- ① 平成27年1月1日以降に着工した工事に関して、自社にて雇用する作業員の社会保険加入状況を確認し、未加入の場合は加入手続きを適切に行ってください。
- ② 二次以下の協力会社の社会保険加入状況および、二次以下の協力会社が雇用する作業員の社会保険加入状況を把握し、未加入の場合は加入指導を行ってください。
- ③ 法定福利費の適正な確保が求められておりますので、適正な法定福利費を含む見積書等を作成してください。

3. 社会保険未加入企業の取扱いについて

平成29年度以降は、社会保険未加入企業を下請に選定しないこととし、適切な社会保険への加入が確認できない作業員は現場入場を認めない取扱いとします。